

令和3年1月14日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立遠里小野小学校
校長 湯前 久美

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、政府が、大阪府を含む府県を対象に、令和3年2月7日（日）までを緊急事態の措置期間として「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を行い、みなさまに更なる感染拡大防止の取組をお願いしたところです。

保護者のみなさまには、これまででも、新型コロナウイルス感染症に対して、お子様の日常の健康状態の把握や感染症予防をお願いしているところですが、緊急事態宣言における感染拡大防止の趣旨を踏まえ、次のとおりお子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、引き続きよろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察カードに、毎朝の体温や体調の記入をお願いします。休日も記入してください。
- 健康観察カードは毎日、登校時に持参させてください。
- ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察カードへもご記入をお願いします。

2 次の場合には、必ず学校へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。いずれも出席停止として扱います。

- 発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合
微熱（普段の体温より高い状態）、発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合、37.5度前後より高い状態等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢などの症状がある、におい・味がない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。

また、医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

- お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合
- お子様の同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合
- 同居家族に、次の新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合（具体的には、下の四角内の症状）

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

- 次のいずれかの症状がある方はかかりつけ医療機関（夜間・休日やかかりつけ医がいない場合は、新型コロナ受診相談センター）にご相談ください。また、学校へもご連絡ください。

- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合

- かかりつけ医療機関等から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

- 不要不急の外出（特に20時以降）は控えましょう。
- 十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。
- 部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください。